

子育て 児童手当制度の一部変更について

児童手当制度の変更に伴い、令和4年度から児童手当現況届の提出が原則不要になりました。

ただし、町内に支給対象児童の住民票がない人など、引き続き現況届の提出が必要となる場合もあります。

対象者には町から現況届を送付しますので、確認のうえ提出してください。

現況届の提出が必要な人

- ・対象児童と別居中の人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ・その他、町から提出の案内があった人

●所得上限限度額の設置について

特例給付に所得上限限度額が設けられます。児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当(特例給付)が支給されなくなります。この場合、受給資格が消滅し、以後に所得が所得上限限度額を下回った場合は改めて認定請求書の提出が必要となります。

該当する人には、町から通知を送付します。
※詳しくは町公式ホームページにてご案内しておりますので、ご確認ください。

詳しくは▶

子育て・健康課 子育て支援係

☎ 82-3186

防災 災害時の避難されるときに一声を

これから梅雨の長雨や夏の局地的な豪雨、台風など災害に対する備えが必要な季節になります。

防災マップを参考に、非常時の持ち出し品などのチェックや避難のタイミングなど、ご家庭での確認をお願いします。

町では、気象状況に応じて避難所を開設し、防災行政無線などを通じて避難情報を発信しますので、避難の際は、地域住民や家族で声をかけあい、早めの避難をお願いします。

●自主避難の場合

町総合福祉保健センター美郷を開設し、全町民が対象となります。

●高齢者等避難、避難指示の場合

- ・町総合福祉保健センター 美郷
- ・大町ひじり学園武道場
- ・大町町公民館

※町総合福祉保健センター美郷は福祉避難所となりますので、先に避難されている場合、避難所の状況で他の避難所へ移動をお願いする場合があります。

●避難の声かけ、安全の確認



詳しくは▶

総務課 交通防災係 ☎ 82-3111

防災 停電に備えましょう

台風などによる停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。

突発的な原因による停電が発生した際には、以下の停電情報利用サービスをご利用ください。

※停電情報利用サービスは無料でお使いいただけます。

●チャット受付

停電時にチャットでお問い合わせいただけます。また、電柱・電線などの設備に関するトラブルもお問い合わせいただけます。

●停電情報自動応答サービス(24時間対応)

専用ダイヤルに電話していただくと停電情報や復旧見込みを自動音声でお答えします。

●携帯メールサービス(事前登録が必要)

台風などの非常災害や、突発的な原因による停電が発生した際に、停電情報をお知らせします。



詳しくは▶

停電情報自動応答サービス

☎ 0120-426-305

防災 使おう! キキクル

佐賀地方気象台では、皆さんの安全確保の行動に役立てていただける情報を発信しています。

台風などの突発的な原因による停電が発生した際の配信をはじめましたので、ぜひご利用ください。

ゴロロ
はれるん
かつらん

大雨災害から大切な命を守ろう!

【広告】
佐賀地方気象台

アニメーション動画

キキクル
(気象庁ホームページ)

佐賀地方気象台は、大雨の災害リスクの高まりを伝える『キキクル』(警報の危険度分布)のアニメーション動画を制作しました。

※はれるんは、気象庁のマスコットキャラクターです。ゴロロ・かつらんは、佐賀地方気象台のオリジナルキャラクターです。